

令和5年5月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和5年5月31日(水) 9時00分から10時 20分まで

2. 会 場 : 白杵市役所 白杵庁舎1階 大会議室

3. 出席委員 : 教育長 安東 雅幸
教育長職務代理者 神田 岳委
委 員 村上 睦美
委 員 佐藤 雄一
委 員 木本 邦治

4. 出席職員 : 教育次長兼教育総務課長 後藤 誠也
学校教育課長 新名 敦
社会教育課長 川辺 宏一郎
文化・文化財課長 神田 高士
学校教育課参事監 麻生 幸誠
学校教育課総括課長代理 高田 教一
社会教育課総括課長代理 山崎 鉄夫
社会教育課総括課長代理 藤田 和秋
文化・文化財課課長代理 東 貴則
給食センター課長代理 高野 紀幸
教育総務課課長代理 亀井 寛美
教育総務課主任 吐合 由梨花
教育総務課主事 佐藤 祥次

5. 傍聴人 : 安東 鉄男

1. 開会宣言

(事務局)

本日の出席者の報告を行います。本日出席者5名、欠席者0名で、出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。以上報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆さんにお諮りいたします。

本日の委員会について、傍聴の申し出があります。傍聴希望者は安東市議会議員です。

傍聴に関しては、白杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は、教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば、許可するということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

(教育長)

それでは、傍聴を許可することにいたします。

(傍聴者入場)

(教育長)

これより白杵市教育委員会、令和5年5月定例会を開会いたします。

本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に村上委員と佐藤委員の2名を指名いたします。

今回の日程のうち、非公開とするのは「3. 協議事項」のうち、報告第8号「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」、第23号議案「令和5年度白杵市一般会計補正予算(6月定例会市議会)について」、第24号議案「工事請負契約の変更について」、第25号議案「白杵市教育財産の用途の廃止について」を非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。これに賛成の委員は挙手願います。

(委員 挙手あり)

(教育長)

全会一致で非公開といたします。

2. 教育長報告

(教育長)

続きまして、「2. 教育長報告」を行います。別紙の令和5年度5月行事予定表をご覧ください。

1日、終日で市長の運営計画のヒアリングを行いました。同日に西南学院大学の門田教授が来

訪され、幼稚園と小学校の連携について臼杵市の取り組みに興味を持たれておりました。門田教授はOECDの委員も担当しており、世界的に活躍されている方であり、一緒に取り組んでみたいという提案を受けました。このような機会はあまりないので、前向きに検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

2日、教頭研修会は中止となりました。

3日、新聞等の報道にもありましたが、豊櫓の公開を行いました。たくさんの市民の方々がご来場され、文化・文化財課が対応を行いました。

7日、臼杵磨崖仏で臼杵っこガイドデビューをしました。雨の中での開催ではありましたが、数名の観光客が訪問されており、実際にガイドを行いました。

8日、三役日程調整会議、情報連絡会議、運営計画のヒアリングを実施し、この日に教育委員会部分の説明を行いました。若干のご指摘を受けましたが、本年度の取り組みについてご理解いただいたと思っております。同日、欄外に記載をしておりますが、20日に開催される中学校の体育大会を前に、退職校長会の方々が各中学校の草刈りをしていただきました。すべての中学校で70名近くの方が参加していただき、1つの学校で約15名の方々に草刈りを行っていただきました。

9日、定例校長・所長会、部活動地域移行準備会を行いました。学校関係者・部活動関係者の方々に集まっていただきました。次回開催時には、競技団体の方々にも参加していただき、説明を行いたいと考えております。

10日、運営計画ヒアリングの最終日でした。退職校長会の方々に野津中学校の草刈りを実施していただきました。

11日、三役と市議会議員の方々に春の交通安全街頭啓発及び出発式、事務局連絡会議を行いました。

13日、南中学校と東中学校の草刈りを行う予定でありましたが、雨の影響により次週に延期となりました。

14日、西中学校の草刈りを行いました。退職校長会の方々に加え、保護者の方々にも参加していただきました。

15日、約2週間の教育事務所の学校訪問が始まり、学校教育課長が対応をしました。

16日、昨年度から実施している文化・文化財課の事業である市民歴史講座の開講式を臼杵歴史資料館で行いました。約50名の方々が開講式に参加していただきました。

17日～19日、全国都市教育長協議会総会が帯広市で開催されましたので、出席しました。

18日、教育事務所の学校訪問を行いました。

20日、5校すべての中学校の体育大会が開催されました。天気も良好であり、教育委員の皆様にも担当の方々に参加していただいたとお聞きしております。5校のうち、午後まで開催したのは野津中学校のみでした。他の4校に関しては午前中での実施でした。生徒たちに思い出の残る体育大会が実施できたと思っております。

22日、教育事務所の3回目の訪問を行い、23日に4回目の訪問を行いました。

23日、県市町村教育委員会連合会総会が九重町にて開催されました。教育委員の皆様にも案

内を行いました、日程が合わず、私と事務局が出席しました。

24日、白杵市部落差別解消推進・人権教育研究会(通称:市人研)の総会が中央公民館で開催され、挨拶をさせていただきました。

25日、白寿大学の開級式が開催され、村上委員にも出席していただき、私が挨拶を行いました。同日の午後に南中学校でゲストティーチャーを招聘し、講演会を行いました。講師は、舞鶴高校の3年生であり、フィンランドに留学している方です。南中学校とフィンランドをリモートで繋ぎ、白杵で育ち、現在までの過程等をお話していただきました。最後まで出席はできませんでしたが、私と指導主事が参加をしました。15時から山内流游泳所理事会が開催されました。本年度、通常通りの開催を予定しておりますが、海の状況を踏まえ、プールと海のハイブリッドで開催予定であります。できるだけ海で開催したいという要望が出ておりますが、今後、佐志生地域の方々と調整をしながら夏休みからお盆前までの開設を予定しております。これまでコロナウイルスの状況下であったこともあり、制約された中での開設でしたが、今年は幅広く募集をしたいと思っております。

26日、教頭研修会が開催されました。

29日、芝崎整骨院の医院長から教育委員会に寄附をいただきました。

30日、国宝白杵磨崖仏特別祈願法要が開催され、午後には文化財調査委員会が開催されました。

31日、定例教育委員会です。

5月は様々な行事が開催され、通常通りの開催になってきたと思っております。

以上で教育長報告を終了しますが、質疑等ございますでしょうか。

(村上委員)

20日、野津中学校の体育大会に出席させていただきました。先程教育長がおっしゃったように、マスクも教員、生徒が外して実施しており、お昼を挟んで午後まで開催するというプログラムでした。保護者の中にはお弁当作りが大変という意見もありましたが、実際にお弁当作りを行ってみると、おじいちゃんおばあちゃんや地域の方々もたくさん参加していただきました。家庭ごとでテントを建て、感染対策を講じながら楽しそうにされていたのでとてもよい体育大会が実施できたと思っております。行事に関しても3年生全員が二人三脚を実施したり、生徒全員が肩を組みながら校歌を歌うなどを行い、校長先生が2年間体育大会を開催できなかった3年生に思い出作りをしてあげたいという思いが伝わってきたとても素晴らしい体育大会だったと思います。退職校長会の草刈りについても、生徒の方々がお礼を言っており、大変良い体育大会であったことを報告させていただきます。

白寿大学も50回記念でありましたが、教育長や社会教育課長に出席していただき、ありがとうございました。

(教育長)

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

ご意見ありがとうございました。これをもって教育長報告を終わります。

3. 協議事項

(教育長)

続いて、「3. 協議事項」に移ります。「報告第8号」に入る前に、傍聴者の退場を命じます。

(傍聴者退場)

〈非公開〉

(教育長)

ここで傍聴者の入場を許可しますが、入場しないということなので、このまま進めさせていただきます。

続きまして、報告第9号「専決処分の承認を求めることについて(白杵市スポーツ推進委員の委嘱について)」の説明を社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

報告第9号「専決処分の承認を求めることについて(白杵市スポーツ推進委員の委嘱について)」下記の通り専決処分をしましたので、白杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。内容につきましては、白杵市スポーツ推進委員の委嘱についてスポーツ基本法第32条第2項及び白杵市スポーツ推進委員に関する規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱するものであります。議案の3ページ目をご覧ください。各地域から推薦された20名の方の名簿となっております。資料編の1ページ目に20名の詳細、2ページ目に規則を掲載しております。以上で説明を終了いたします。

(教育長)

報告第9号「専決処分の承認を求めることについて(白杵市スポーツ推進委員の委嘱について)」説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

(委員意見なし)

(教育長)

ご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは報告第9号について「承認」という形で進めさせていただきます。

続きまして、報告第10号「専決処分の承認を求めることについて(臼杵市図書館協議会委員の任命について)」の説明を社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

報告第10号「専決処分の承認を求めることについて(臼杵市図書館協議会委員の任命について)」下記の通り専決処分をしましたので、臼杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し、承認を求めます。内容につきましては、臼杵市図書館協議会委員として議案中段の下記の5名の任命を行うものであります。新任の方は、平松愛子様、学校校長会の山本英幸様となっております。任期は令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間となります。理由につきましては、令和5年4月30日付にて現委員の任期が終了となり、新たに委員を任命する必要があるためです。資料編をご覧ください。委員の詳細を記載しております。以上で説明を終了いたします。

(教育長)

本年度もそれぞれの所属の5名の方に図書館協議会の委員になっていただくということであります。ご質問等ございますでしょうか。

(委員意見なし)

(教育長)

ご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは報告第10号について「承認」という形で進めさせていただきます。

続きまして、報告第11号「専決処分の承認を求めることについて(うすき読書のまちづくり推進

委員の委嘱及び任命について)」の説明を社会教育課からお願いします。

(社会教育課長)

報告第11号「専決処分の承認を求めることについて(うすき読書のまちづくり推進委員の委嘱及び任命について)」下記の通り専決処分をしましたので、白杵市教育長に対する事務委任規則第2条の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。資料中段にうすき読書のまちづくり推進委員として新たに新任となられる5名の方を記載しております。任期につきましては、令和5年5月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。資料編をご覧ください。全12名の委員の詳細を記載しております。以上で説明を終了いたします。

(教育長)

5名の新任委員ということになり、7名が継続であり、全12名となります。ご質問等ございますでしょうか。

(神田教育長職務代理者)

男性があまりにも少ないような気がしており、男女比はこのままでよいのかなと感じました。現在は、ジェンダーフリーなので男女のどちらかが多くても問題にはならないのかもしれないですけども、これが逆であったらかなり問題になっている事例だと思うので、少し男性の意見も取り入れてよいのかなと思いました。山本先生の肩身が狭い思いにもなりそうな感じがするので、次回から考えていただければと思います。

(社会教育課長)

図書館の読み聞かせ等に携わっている方々の中では、女性が中心となっているため、このような現状となっております。今後は携わっていただける男性の方々を探していきたいと思います。

(教育長)

ご意見ありがとうございます。読書のまちづくり推進委員は女性が中心となっております。読み聞かせの方になると男性の方がいらっしゃいますが、代表となると女性の方になっているのかと思います。今後はその視点で委員の任命は考えていかなければならないと思います。その他何かございますでしょうか。

(委員意見なし)

(教育長)

ご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは報告第11号について「承認」という形で進めさせていただきます。

〈非公開〉

(教育長)

続きまして、第26号議案「白杵市社会教育委員の委嘱及び任命について」社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

第26号議案「白杵市社会教育委員の委嘱及び任命について」説明を行います。資料の10ページをご覧ください。内容につきましては、白杵市社会教育委員を委嘱及び任命することについて、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求めるものです。理由につきましては、令和5年5月31日付にて現委員の任期が終了となるため、新たに委員を委嘱及び任命する必要があるためであります。資料の11ページをご覧ください。13名の委員の名簿を記載しております。新たに新任になられる方が、6番、8番、9番、10番の4名となっております。任期は令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間となっております。資料編の11ページに年齢、性別等の詳細が記載されております。ご審議の程よろしくお願いたします。

(教育長)

ありがとうございます。社会教育委員の委嘱及び任命について説明がありましたが、ご質問等ございますでしょうか。

(委員意見なし)

(教育長)

ご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは第26号議案について「承認」という形で進めさせていただきます。

続きまして、第27号議案「特別史跡白杵磨崖仏保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」文化・文化財課から説明をお願いします。

(文化・文化財課長)

第27号議案「特別史跡白杵磨崖仏保存活用計画策定委員会委員の委嘱について」説明を行います。内容としましては白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求めるものです。委員2名の新任の委嘱についてとなります。資料に関しましては、資料編の14ページをご覧ください。現在、策定委員会要綱に基づき、8名の委員に委嘱を行っておりますが、下中尾区長が交代となられたことにより、矢野晃氏を新任の委員として委嘱したいという内容であります。それに加え、前回委嘱をしていた委員の中で中世の日本史に関する専門家がいなかったため、新たに中津市教育委員会の三谷氏を新任として委嘱したいという内容でありますので、ご審議お願いいたします。

(教育長)

白杵磨崖仏の保存活用計画の策定については、区長が交代になられたということと、新たに専門分野として中津市教育委員会の三谷氏を追加したという説明でありましたが、ご質問等ございますでしょうか。

(委員意見なし)

(教育長)

ご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは第27号議案について「承認」という形で進めさせていただきます。

続きまして、第28号議案「白杵城跡保存整備委員会委員の委嘱について」文化・文化財課から説明をお願いします。

(文化・文化財課長)

第28号議案「白杵城跡保存整備委員会委員の委嘱について」説明を行います。内容としましては、白杵市教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき議決を求めるものです。資料の15ページをご覧ください。今年度の5月31日で現委員の任期が終了しますので、委員の再任と1名の新任となります。1番から4番までの方々は再任であり、5番の松原勝也様につきましては、以前の委員でありました三重野委員が大分県文化課に異動となり、委員ができなくなりました。その為、新たに中世史の専門家である松原勝也様を委員として委嘱したいという内容でありますので、ご審議お願いいたします。

(教育長)

三重野委員につきましては、大分県文化課の課長になられましたので、今回松原委員に委嘱するという説明でありましたが、ご質問等ございますでしょうか。

(委員意見なし)

(教育長)

ご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

(教育長)

それでは第28号議案について「承認」という形で進めさせていただきます。

4. 教育施策に係る報告

(教育長)

続きまして、教育施策に係る報告についてですが、今回は事務局からの報告はありません。教育施策に係る案件について、委員の皆様からご意見等ありましたら、この場でお願いいたします。

(神田教育長職務代理人)

先程の教育長報告の中で退職校長会の先生方が草刈りをしていただいたという話がありましたが、これは先生方のボランティアでやられているという認識でよろしいですか。

(教育長)

ボランティアで草刈りを行っていただいております。

(神田教育長職務代理人)

退職された校長先生の方々は臼杵市内の方々でしょうか。それとも市外の方々もいらっしゃるのでしょうか。

(教育長)

基本的にはほとんど市内の方々で構成されています。

(神田教育長職務代理人)

今後、退職校長会の人数が増えずに高齢化が進行していくと思います。このようなボランティア

活動に積極的な先生方は長く行っていただけたと思いますが、体力的に厳しくなる方々も今後増えていくと思われるので、学校に適正な教育環境の整備を依存していてよいのかなと思っています。これは、先生方のボランティアの気持ちで成り立っているのです、教育環境の整備を実施しなければ、校長先生や教頭先生などの先生たちがやらざるを得なくなってしまうので、どこかのタイミングで予算化をし、あくまで退職校長会の方々はボランティアで行うなどの何らかの整備ができるシステムに移行しなければどこかでつまづくように感じます。各学校で15名程度の先生方が来られているということでもありますので、来年度でも予算化を行い、業者等に頼み、残り部分を退職校長会の方々に実施していただくような形にしたほうがよいのではないのかと思います。

(教育長)

ありがとうございます。佐藤委員にご質問をします。以前は保護者の方々と一緒にされていた学校があるかお分かりでしょうか。

(佐藤委員)

コロナウイルスの拡大以前は保護者の方々と一緒に草刈りを実施しておりましたが、最近は実施していない状況です。

(教育長)

以前は夏休みが終了する前に子どもたちと保護者が一緒になって草刈りを行っており、先生方も一緒に参加して行うという状況でありました。今後は考え方を改め、先生方の働き方改革を実施していく中で、草刈りが先生方の業務なのかといわれるとそうではないと思うので改善していこうと考えております。

(木本委員)

川登小学校は地域のボランティアの方々が草刈りを手伝ってくれています。以前の田野小学校では、地区の区役で学校の草刈りや清掃活動などを実施するという風に定まっておりました。この地域は地区の方々のお手伝いがなければ成り立たないということもあり、そのようになっていました。

(村上委員)

野津小学校には学校林があり、保護者が木の枝切などを行っていましたが、稀に間違っ隣住民の木の枝を切ってしまうということもありました。今は以前と比較すると保護者の数が減少し、PTAに入らない保護者の方もいる可能性があるため、今後の対応を考えてほしいと思います。

(教育長)

様々な意見をいただきありがとうございます。このように懸念される部分を考えていかなければ

ならないと思っております。退職校長会の目的の中に「学校支援」というのは大事にしていますので、草刈り等に行ける人は行きましようという形で取り組んでいます。全部で100人程度いらっしゃいますが、60歳～90歳近くまでの方々が在籍しており、女性の先生方にも参加して頂いております。草刈り以外にも学習支援ということで水曜日の放課後子ども教室や中学校3年生を対象にした公民館教室を退職校長会の方々が学校現場に携わり、自分たちでできる範囲はやろうという思いを持っておられます。私も参加される先生方には「無理をしないように」とお願いはしており、現状怪我などはでていませんが、今後は考えておかなければいけないことかなという風に思っております。

(村上委員)

退職校長会というのは、一度校長先生を退職された方々という認識でよろしいでしょうか。一般の先生は対象にはならないという認識でよろしいでしょうか。

(教育長)

その通りです。名簿だけでみると100名程度いらっしゃいます。

(神田教育長職務代理者)

地域との繋がりを保ちながら、退職校長会の方々のボランティアも維持しながら、業者を入れるなどをすることにより、新たな雇用に繋がる可能性もあるので、現状にプラスして取り組んだらよいのではないかと思います。

(教育長)

持続可能な地域をどのように作っていくかは、学校とのかかわりを考えながら、神田教育長職務代理者が言われるようなことも考えながらできる範囲で対応していきたいと考えております。また、秋には13校の小学校の運動会が開催されますので、退職校長会の方々のお力添えをいただきながら対応を考えたいと思っております。

その他何かございますでしょうか。

(木本委員)

現在の段階で不登校の子どもたちの現況や精神的な面で休職されている教職員の現況はどのようなになっているか教えていただきたいです。

(学校教育課長)

本日そのような資料を持ち合わせていなくて、正式な数は報告できない状況となっております。教員に関しましては、今のところ1名となっております。

(木本委員)

不登校については、最近どの学校も落ち着いていて、子どもたちが学習活動しているのは学校訪問に行った際に感じるのですが、その反面疲れを感じやすくなる子どもたちもでてくるのではないかと考えております。きずなだけではなく、学校内での別室登校や少人数教室などを作って対応していただいているので、一層力をいれて取り組んでいただきたいと思います。

もう1つは、精神的な面で休職されている教職員が1名ということに安心をしましたが、昨年11月に学校訪問をした際に心配していた先生がいましたので、ほっとしています。現状、精神的な面で休職された教職員に対しての復帰プログラムはどのようになっていますでしょうか。

(学校教育課長)

児童生徒の不登校に関しては、特にゴールデンウィーク明けと夏休み明けが多いということで、毎月の児童生徒数を調査するという事は継続して実施していく方針であるのですが、チームカンファレンスという形で、児童生徒を主にしながら定期的の実施しており、コーディネーターを中心としながら先生のみならず、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門家を入れながら事前の予防とケアという部分から気になる子には名前を挙げて取り組んでいるところになります。

教職員の復帰プログラムに関しては、大分県と連動して期間内に復帰できるということになりましたら、管理職が様子を確認しながら、県の心のコンシェルジュ等と連携を取りながら復帰を支えるというシステムがありますので、それに準じて対応しているところであります。しかし、現状はそのシステム通りにいかないのが現実であります。

(木本委員)

県の復帰プログラムは非常に厳しくて、支援がない中で復帰は難しいと考えております。だからといって安易に復帰させると現場や本人のためにならないので非常に難しい問題ではあるのですが、市だけではなく県も含めて、教職員の世代交代として大きく変わっていくと思うので、もしかしたら精神的な面で休職をする教職員が増えるような環境があるような気がしているので、対応を考えてほしいと思います。

(教育長)

ありがとうございます。復帰に向けては本人の承諾を得ながらかかりつけ医の医者との調整が大事だと思っております。校長先生を中心に、教育委員会も指導をしながらどのような形で復帰させるのが一番良いのか考えていきたいと思っております。昨年度休まれた先生方は本年度に関しては元気に授業されております。現在休職されている先生に関しては、6月から復帰予定で調整をしておりましたが、今回このようになりました。今後は1人も病休や精神的な面で休職をしないような学校にしていきたいと思っております。

(村上委員)

保護者の方から「完全不登校でないため、きずなにはいくことができないのですが、学校に行きたくないという行き渋りで3日程度休んだりすることや、その時にも保護者は仕事があって家にいられないので、その際はどこかに預けられるところはないのでしょうか。」という相談を受けました。病気であれば医療の方に預けることができるのですが、「病気ではないのですが、本人がいきたくないときはどのようにしたらよいのですか。」という質問も受けました。その際に私がファミリーサポーターをしているので、「ファミリーサポーターみたいな人を雇ったらどうですか。」という回答をしました。しかし、ファミリーサポーターも保護者が研修を受けて登録しないと対応できない状況となっております。その際はどのようにしたらよろしいのか教えていただきたいです。

(学校教育課長)

現在、その子の不登校気味の状態は週に2、3日という認識でよろしいでしょうか。

(村上委員)

その通りです。その時点では、2、3日という風に聞いております。

(学校教育課長)

不登校に関しましては、基本的には学校と保護者と本人の意向と状況を踏まえた上で対応するというでありますので、システムのどこがすぐに使えますというのはない状況であるのと、もしそれが気になるのであれば、学校の先生と相談したうえで対応を考えたいと思っております。きずなの利用に関しては、完全に何日以上休んでいる方を対象としているわけではありませんので、学校としっかり相談した上で、学校ときずなの併用という利用の仕方も考えられるので、学校の先生と相談したうえでどのような形がよいのかということを考えたいと思います。現状で、ほかの学校の少人数教室で受け入れるということは教育委員会としてはそのような体制がないので、学校と相談していただくのが、1番よいのかなと考えております。

(村上委員)

それは、担任の先生に言えば、対応してくれるのでしょうか。

(学校教育課長)

基本的にはそういうことになります。担任の先生と児童生徒支援コーディネーター、管理職も学校にいるので、しっかり学校として対応することになります。

(村上委員)

そのような場合は担任の先生か校長先生が対応するというのでよろしいですね。

(教育長)

その通りでございます。学校の何が原因で不登校になっているのかというところを調査しなければいけないと思っております。管理職と児童生徒支援コーディネーターの先生が配置されているので、何がきっかけで学校に行きたくないのかというところをいくと、先程木本委員がおっしゃっていた別室登校という方法もあります。教室にいきたくないのか、教科のどの部分が苦手なのかというところをしっかりと分析した上で、なんとなく学校に行きたくないということではなく、原因をしっかりと確認した上で、これがなくなれば学校に行くことができるのか、もしくは学校自体に行きたくないのであれば、きずながありますので、その中身をしっかりと分析した上で相談されるのがよいかと思えます。

学校によっては1つの教室を4つ5つに分けて対応している学校もあるので、先生方に相談してくださいとお伝えください。

(村上委員)

わかりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他何かございますでしょうか。

(委員意見なし)

(教育長)

それでは教育施策について終わりたいと思います。

5. 教育予算について

(教育長)

続きまして、教育予算についてです。先程、補正予算のご説明をさせていただきましたが、予算関係で委員の方々からご意見等ございますでしょうか。

今回、たくさんのご寄附をいただきましたので、読書活動にしっかりと頑張りたいと思います。永寶株式会社様からの30万円の分に関しましては、読み聞かせのワークショップを白杵と野津の小学校1つずつで行う予定であります。野津小学校の6年生と白杵南小学校全生徒で6月19日に開催予定であります。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは予算については終わりたいと思います。

6. その他

(教育長)

続きまして、「その他」についてです。委員の方々からご意見等ございますでしょうか。

(村上委員)

制服の白杵モデルが決定したということを新聞で拝見しました。価格も従来品と大差がないということで、保護者も安心しただろうなと思っております。以前から白杵全体が一緒になるとよいなと思っていたので、大変良いと思いました。その中でリボン・ネクタイはなしということになっておりましたが、これは保護者や生徒からの希望でしょうか。

(学校教育課長)

リボン・ネクタイに関しましては実行委員会の中で協議を行いました。その理由としましては、ジェンダーレスを考えたときに、例えば私は女性だからリボン、男性だからネクタイということをおぼろげな子がいるのではないかとということが話題になりました。そのようなことを考えたときに生徒指導上の必要としてもリボン・ネクタイの着用はしなくてもよいのではないのかという学校側の意見と、リボン・ネクタイをつけるつけないで悩む児童生徒もいる可能性があるということで、白杵市として今回はリボン・ネクタイの着用しないという判断に至りました。

(村上委員)

全員をネクタイにするという考えはなかったのですか。

(学校教育課長)

その考えはありませんでした。これをつけるつけないということは話題にならず、その部分で今回の着用はなしということになりました。

(村上委員)

わかりました。保護者や生徒が納得したのであればそれで良いと思います。

(教育長)

その他何かございますでしょうか。

(佐藤委員)

私も先日、娘の中学校の運動会がありまして、コロナ5類に引き下げになってことにより、今までできなかった競技ができた、生徒の笑顔がたくさんみることができ、楽しそうにできてよかったなと感じました。それに加え、先生方も忙しい中様々な準備をさせていただいて大変だったと思います。心から感謝いたします。その中で1つ気になったことがありましたので、意見として発言させていただきます。競技の中で生徒の名前を1人ずつ呼ぶシーンがありまして、6名の名前を呼んだのですが、実際に走っているのは3名であるというようなケースが時々見受けられました。何名か競技に参加していないもしくは体調が悪くて休んでいるのかなどの理由はわからないのですが、少し気になりました。娘の知り合いの保護者の方から、子どもが学校に行けてない状況がありました。その時に学校に相談したのですが、なかなか解決には至らなくて、保護者が調べた結果、きずなにその子が通うようになったみたいです。そこにいきつくまでに多くの時間を要したようです。そのような場合に学校側に情報がはいつているのか、きずなに入る場合にも連携ができていくのかということを感じましたので、教えていただきたいと思います。

(学校教育課長)

きずなという施設は白杵市教育委員会直轄の施設となります。そこには、小・中学校を退職された先生方が指導員として配置して対応しています。きずなについては、各学校の先生方も存在は知っておりますし、不登校の児童に対してはきずなの利用や家庭または学校での支援などを検討した結果、きずなの利用が適切であると判断した場合は、学校長からきずなの入校申請を提出し、教育委員会が承認するという形で対応しております。その為、不登校になったからすぐにきずなに入校するというのではなく、子どもや保護者からの話を聞きながら、どのような状況がよいのかということ相談した上できずなが良いということになれば、きずなの入校を進めるという形で対応しております。そのことに関しましては、学校の方もきずなに入校している生徒を担当または校長先生が定期的に見に来てくださったり、連絡を取り合いながら学校復帰を進めるという形で進めているという状況であります。

(教育長)

すぐにきずなで対応するのではなく、きずなの方がいいかどうかという判断を三者でやっていくというところであり、最終的には学校長が教育委員会に申請して承認する形で行っております。

(佐藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(教育長)

その他何かございますでしょうか。

(委員意見なし)

7. 閉会

(教育長)

それでは、以上をもちまして、5月の定例教育委員会を閉会します。